

社会保険事業状況（平成17年8月現在）

I. 医療保険

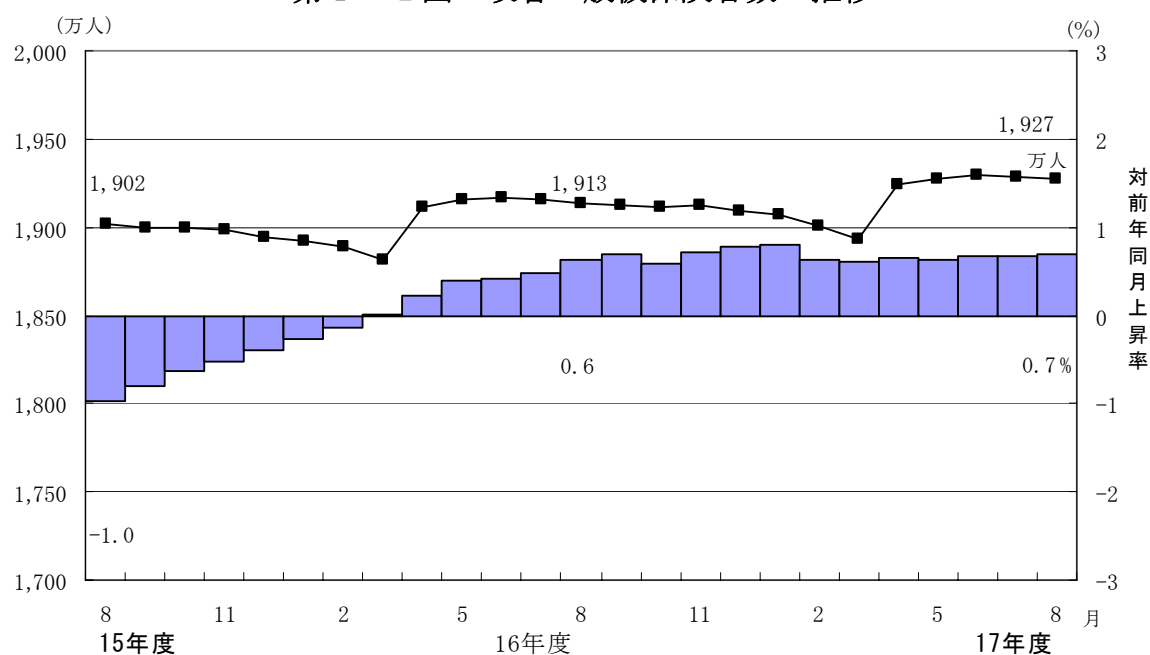
1. 総括

(1) 適用状況

平成17年8月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,926万9千人、法第3条第2項被保険者1万6千人、船員保険6万7千人である。前年同月と比べてみると政管健保は13万5千人（対前年同月比0.7%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同11.9%減）、船員保険は1千人（同1.2%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,465万5千人（16年3月）、国民健康保険5,123万6千人（16年3月）、共済組合443万3千人（16年3月）となっている。

また、平成17年8月末現在の政管健保適用の事業所数は150万7千（対前年同月比0.9%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同0.8%減）、17年7月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同8.3%減）となっている。

第I-1図 政管一般被保険者数の推移



第 I - 2 図 法第 3 条第 2 項被保険者数の推移

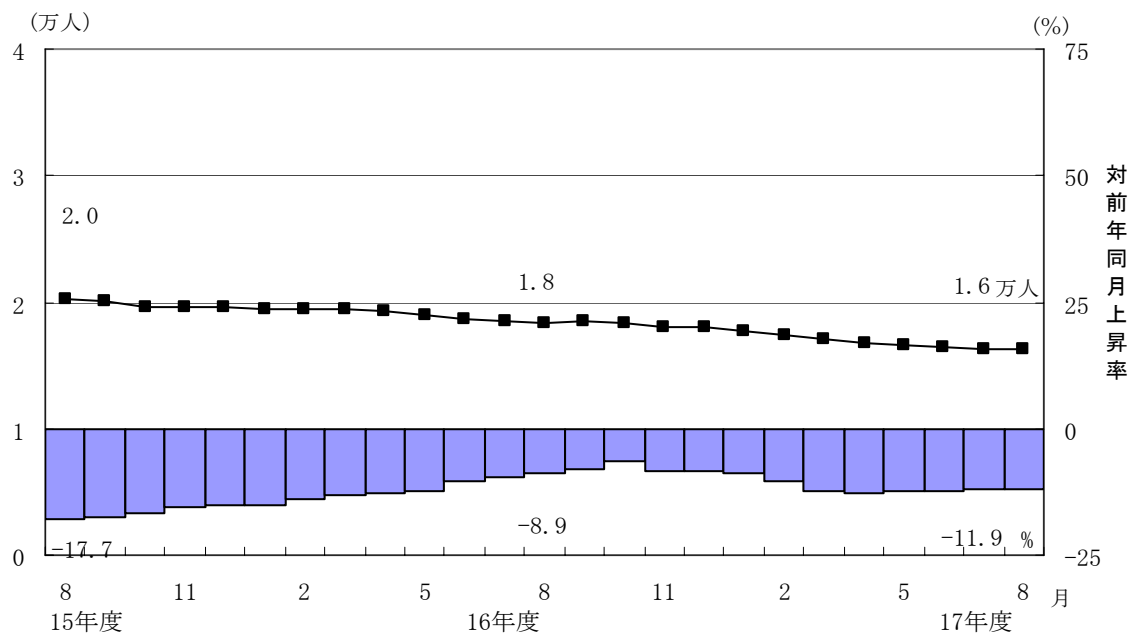
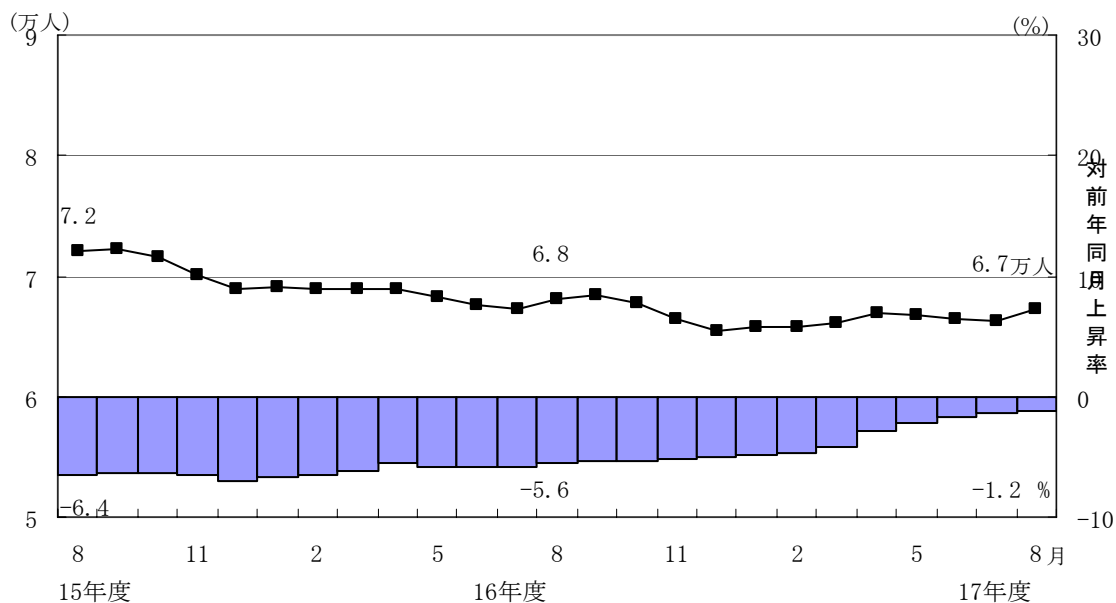


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成17年8月末現在の標準報酬月額 averages は、政管健保28万2,032円(対前年同月比0.0%増)であり、平成10年10月から減少が続いていたが、平成17年7月から増加に転じている。船員保険38万443円(同0.1%減)である。また、法第3条第2項被保険者の17年7月末の賃金日額の平均は1万2,536円(同8.2%減)である。

平成17年8月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保22万2千か所、法第3条2項被保険者62か所、船員保険の船舶所有者数1千か所となっている。被保険者数は、政管健保246万人、法第3条2項被保険者1千人、船員保険5千人となっており、標準賞与額の

平均は、政管健保21万7千円、法第3条第2項被保険者5万7千円、船員保険36万円となっている。

各医療保険に加入している平成17年8月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,278万2千人(対前年同月比0.9%増)、法第3条第2項被保険者1万5千人(同12.0%減)、船員保険7万7千人(同1.9%減)である。

平成17年8月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額平均は、政管健保31万5,084円(対前年同月比0.3%減)、船員保険40万6,103円(同0.2%減)である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の17年7月末の賃金日額の平均は1万2,660円(同9.3%減)である。

(2) 給付状況

平成17年8月の保険給付費は、政管健保3,301億円(対前年同月比6.9%増)、法第3条第2項被保険者分2億8千万円(同4.9%減)、船員保険21億1千万円(同2.3%増)である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円(同5.9%増)、法第3条第2項被保険者1万8千円(同7.4%増)、船員保険3万2千円(同3.4%増)である。

(3) 診療費の状況

平成17年8月の診療費(患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。)は、政管健保3,324億6千万円(対前年同月比5.5%増)、法第3条第2項被保険者分2億4千万円(同7.8%減)、船員保険18億5千万円(同3.7%増)である(第I-1表参照)。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成17年8月)

| | 実 数 | | | 対前年同月増加率(%) | | |
|---------|--------|---------|--------|-------------|-------|-------|
| | 件 数 | 日 数 | 診療費 | 件 数 | 日 数 | 診療費 |
| | 千件 | 千日 | 億円 | | | |
| 政管健保 | 19,852 | 38,404 | 3,325 | 5.7 | 4.4 | 5.5 |
| 法第3条第2項 | 12 | 30 | 2 | △ 4.3 | △ 7.4 | △ 6.6 |
| 組合健保 | 16,037 | 29,170 | 2,444 | 6.2 | 4.6 | 5.3 |
| 船員保険 | 93 | 198 | 19 | 3.6 | 1.7 | 3.7 |
| 共済組合 | 5,509 | 10,046 | 852 | 5.2 | 3.6 | 4.5 |
| 小 計 | 41,503 | 77,847 | 6,642 | 5.8 | 4.4 | 5.3 |
| 国 保 | 28,848 | 66,983 | 6,540 | 8.6 | 7.5 | 9.0 |
| 老人保健 | 21,881 | 69,097 | 7,903 | △ 1.3 | △ 0.5 | 2.3 |
| 合 計 | 92,231 | 213,927 | 21,085 | 4.9 | 3.7 | 5.3 |

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。
2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。
3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成17年8月末現在の被保険者数1,926万9千人のうち、男子の被保険者数は1,206万人（対前年同月比0.7%増）、女子は721万人（同0.7%増）である。また、任意適用被保険者数は50万6千人（同1.1%減）で全体の2.6%であり、任意継続被保険者数は45万7千人（同8.5%減）で、全体の2.4%である。

平成17年8月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万2,302円（対前年同月比0.1%減）、女子が21万4,673円（同0.4%増）で、女子は男子の66.6%となっている。

平成17年8月末現在の被扶養者数は1,659万2千人で、扶養率は0.861となっている。

(2) 給付状況

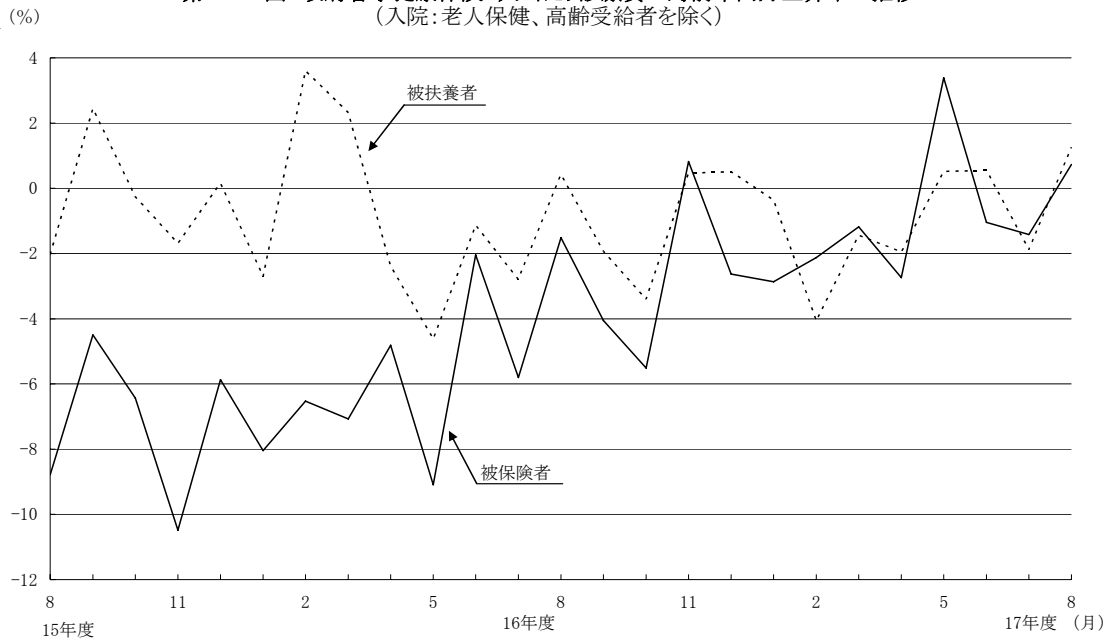
平成17年8月の保険給付費は、3,331億円（対前年同月比6.9%増）となっており、うち、医療給付費は3,044億5千万円（同7.1%増）で保険給付費の91.4%を占めている。また、傷病手当金は118億円で保険給付費の3.5%を占めている。

(3) 診療費の状況

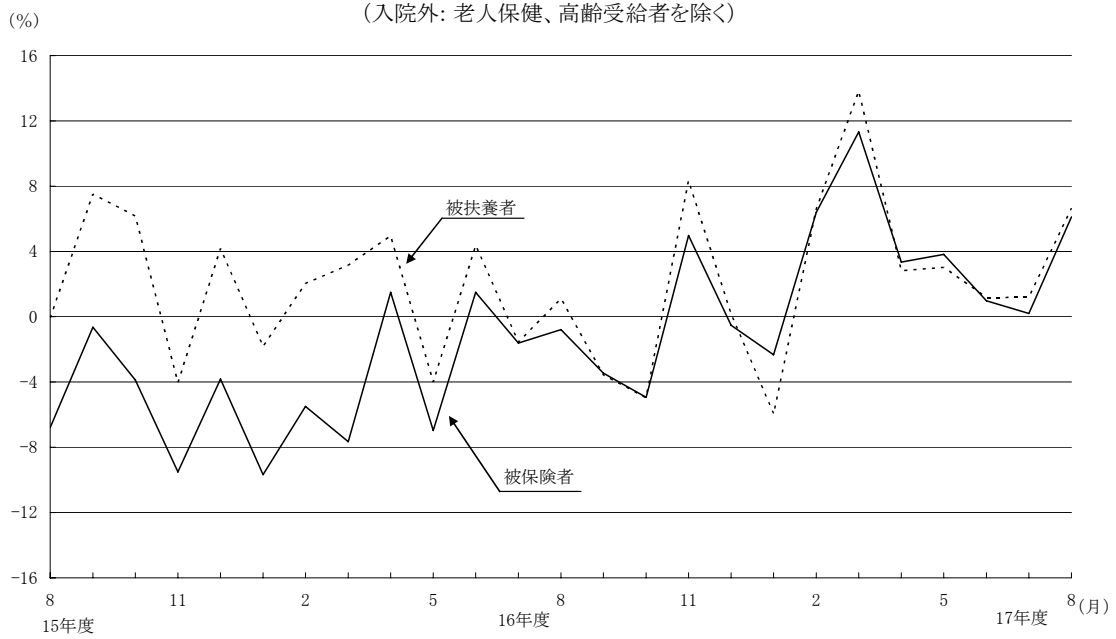
平成17年8月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,327円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,592円、高齢受給者の1人当たり診療費は32,807円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が544.06、被扶養者が602.79、高齢受給者が1,392.33であり、1件当たり日数は、被保険者が1.91日、被扶養者が1.93日、高齢受給者が2.42日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,966円、被扶養者が8,235円、高齢受給者が9,742円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

第I-4図 政府管掌健康保険1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院:老人保健、高齢受給者を除く)



第I-5図 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成17年8月末現在の被保険者数1万6千人のうち男子は1万2千人（対前年同月比10.8%減）、女子は4千人（同14.9%減）である。

平成17年8月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.625となっている。

(2) 給付状況

平成17年8月の保険給付費は、2億8千万円（対前年同月比4.9%減）となっており、うち、医療給付費は2億3千万円（同3.1%減）で保険給付費の81.2%を占めている。また、傷病手当金は5千万円で、保険給付費の18.2%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成17年8月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,524円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,746円、高齢受給者の1人当たり診療費は17,460円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が500.26、被扶養者が428.97、高齢受給者が827.79であり、1件当たり日数は、被保険者が2.41日、被扶養者が2.32日、高齢受給者が2.79日であり、1日当たり診療費は、被保険者が7,907円、被扶養者が8,771円、高齢受給者が7,550円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成17年8月末現在の被保険者数6万7千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比2.2%増）、漁船（い）が1千人（同1.1%減）、漁船（ろ）が2万1千人（同4.3%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同16.6%減）である。

平成17年8月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万1,390円（対前年同月比1.7%減）、漁船（い）が37万4,161円（同0.9%増）、漁船（ろ）が33万1,607円（同2.7%増）である。平成17年8月末現在の被扶養者数は10万8千人で、扶養率は1.600である。

(2) 給付状況

平成17年8月の保険給付費は、21億1千万円（対前年同月比2.3%増）となっており、うち、医療給付費は17億8千万円（同4.5%増）で、保険給付費の84.0%を占めている。また、傷病手当金は2億7千万円で、保険給付費の12.7%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成17年8月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は12,125円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,422円、高齢受給者の1人当たり診療費は30,662円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が504.31、被扶養者が599.46、高齢受給者が1,306.90であり、1件当たり日数は、被保険者が2.25日、被扶養者が2.03日、高齢受給者が2.66日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,668円、被扶養者が8,550円、高齢受給者が8,822円である。